

議案第九十七号

併用林道の協定について

左記町道竹田谷二号線を、併用林道とするため、別紙併用林道協定書のとおり協定するものとする。

昭和四十五年六月三十日

三朝町長 坂出雅巳

記

町道名 竹田谷二号線		起点 東伯郡三朝町大字 中津字手前田八二 八番先		終点 東伯郡三朝町大字 中津字竹田九一六 番先		延長 一・三三三 メートル		幅員 三・六 メートル	
---------------	--	-----------------------------------	--	----------------------------------	--	---------------------	--	-------------------	--

昭和四拾五年六月廿日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎



## 併用林道協定書

三朝町認定の道路竹田谷線を営林署事業上の都合により、併用林道にするため、下記条項により協定したので、本書2通を作成し双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

(甲) 三朝町長 坂出雅巳 印

(乙) 倉吉営林署長 川越孝之 印

### 記

- 1 この協定で三朝町を甲、倉吉営林署を乙とする。
- 2 この道路の管理者は甲とする。
- 3 併用林道に編入する道路は起点県道小鹿溪線向原橋上交点 終点東伯郡三朝町中津字竹田916番地の区間 延長1,222m、幅員3.6mとする。
- 4 乙は、この道路の併用の理由が解消したと認めるとき、甲と協議のうえ併用を解除するものとする。
- 5 甲は、この道路が併用されている期間中に、この道路を廃止し、またこの道路にともなり権利を第三者に譲渡する場合には乙に協議し、その承諾を受けなければならない。

- 6 この道路の管理者は、この道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 7 この道路の修繕および改良に要する費用は、甲乙協議し原則として受益の程度をもとにして負担するものとする。
- 8 甲または乙が必要と認める場合は、それぞれの負担において、みずから前項の工事をおこなうことができるものとする。
- 9 この道路の災害復旧工事は、原則として受益の程度をもとにし甲、乙協議のうえ、負担工事箇所を定め、それぞれ実施するものとする。ただし、甲または乙の必要によつて、それぞれの負担工事箇所をこえて復旧工事をおこなうときは、その費用は実施したものの負担とする。
- 10 甲は、前項により乙が実施した災害復旧工事が、災害復旧事業費国庫負担金または補助金の対象とならないよう措置するものとする。
- 11 この道路の特殊修繕または改良等で特に営林局署事業上必要あるものについては、双方協議のうえその施行は乙においてすることができるものとする。
- 12 甲は、乙がこの道路に関する工事をおこなう場合において必要とする林道用地の提供その他一切の措置を、原則として甲の負担においておこなうものとする。

- 13 この道路に関する費用の負担は、国有林野の産物買受人および国有林野事業の請負人に対しては一切賦課しないものとする。
- 14 本協定に定められていない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
- 15 この道路の併用協定期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、必要に応じ甲、乙協議のうえ期間を更新することができるものとする。